

# 知っ得！ 情報



## 平成24年分確定申告

申告書を早めに提出すると、還付も早くになります

所得税と市県民税の申告相談が、平成25年2月18日（月）から3月15日（金）まで行われます。申告が必要な人は、早めに必要な書類などを準備しましょう。

【還付申告は税務署で1月から受け付けています】



申告相談に必要な書類は早めに準備しましょう

瀬戸内市役所での平成24年の所得税確定申告に関する相談や申告の受付は、平成25年2月18日（月）からですが、還付を受けるための申告は、税務署で平成25年1月から受け付けています。

還付を受けるための申告書を早めに提出すると、税金の還付も早くなります。特に、3月になってからは大勢の人が申告をするため、還付金の支払いに2カ月ほどかかる場合もあります。

必要な書類などが準備できた人は、早めに還付申告を行います。

【社会保険料控除の対象金額

を確認しましょう】

平成24年1月1日から同年12月31日までに支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。

ただし、年金から直接差し引かれた場合は、直接差し引かれた年金受給者本人の控除となり、口座振替や納付書で

支払った場合は、実際に支払った人の控除となります。1年間の支払額を知りたい人は、本人確認できるもの（運転免許証など）を持参の上、担当窓口へお問い合わせください。

■問い合わせ先

・国民健康保険税・介護保険料について  
税務課  
☎0869・22・1114

・後期高齢者医療保険料について  
市民課  
☎0869・22・3958

義務付けられています

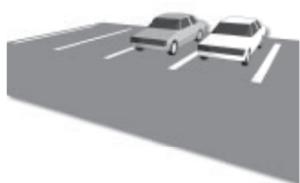
償却資産の申告

事業用償却資産を所有している個人・法人は、当該償却資産の申告が義務付けられています。

該当する場合は申告書の提出をお願いします。なお、申告書は税務課にあります。

▽申告が必要な場合

事業を行っている個人や法人（工場や商店などを営んでいる人、駐車場やアパートを



貸し付けている人、農業者、漁業者など）のうち、平成25年1月1日現在、事業用の償却資産を所有している場合

▽申告すべき資産

平成25年1月1日現在において、瀬戸内市内に所在する事業用償却資産（自己が使用しているもののほか、他人に貸し付けているものも含む）

ただし、大型特殊自動車以外の自動車などで自動車税・軽自動車税の課税対象となるものや無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権など）、繰延資産（創立費、開発費など）や少額資産は申告の対象とはなりません。

▽提出期限 平成25年1月31日（木）

■問い合わせ・提出先  
税務課

☎0869・22・1181

## インターネットで24時間受け付けます

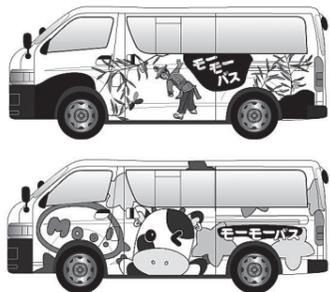
「モーモバス」(瀬戸内市デマンドバス)の利用予約

牛窓地域、邑久町本庄の一部で実証運行を行っている「モーモバス」(瀬戸内市デマンドバス)の利用予約がインターネットでできるようになりました。

電話予約の受付時間は午前8時から午後4時までですが、インターネット予約は24時間受付を行っていますのでぜひご利用ください。

▽注意事項

・希望出発時刻の1時間前までに予約をしてください。  
・利用者番号(利用登録完了)



通知書に記載)が必要です。

・複数の人の予約をまとめて行いたい場合には、電話で予約をしてください。

▽予約専用ホームページアドレス  
<https://ushinadokoko-bus.com/>

■問い合わせ先

東備バス株式会社  
☎0869・34・2377

補助金交付事業を公募します

市民活動応援補助金

市では、平成25年度の市民活動応援補助金の交付事業を公募します(自治会活動は除く)。市内で活動している団体の皆さんは、同補助金をぜひご利用ください。

ただし、補助金の交付は平成25年度予算の成立が条件となります。

▽補助金額

対象経費の2分の1以内で、上限は200万円

▽対象団体 主な団体の要件は次のとおりです。

・構成員が、市内在住・在勤・在学者が5人以上であり、その2分の1以上が市内在住者であること  
・営利を目的としないこと  
・定款や規約などがあること

▽公募期間

平成25年1月7日(月)～2月22日(金)

【補助金説明会】

市民活動応援補助金の趣旨や手続きなどについての説明会を開催します。

▽日時 平成25年1月11日(金) 午後7時30分、

▽場所 瀬戸内市役所

■問い合わせ先

まちづくり推進課  
☎0869・22・1031

参加者募集

これから過疎がおもしろい!!

行政と市民が協働で行うまちづくりについて考える研修会「これから過疎がおもしろい!!」を開催します。

これは備前県民局協働出前

研修として行うもので、徳島県神山町の事例を基にした講演と質疑応答形式のワークショップで学びます。

自治会(町内会)の運営などにも役立つヒントを学ぶ良い機会です。お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

▽日時 平成25年2月2日(土) 午後1～4時

▽場所 ゆめトピア長船

▽講師 大南信也氏(NPO 法人グリーンバレー理事長)

▽入場料 無料

▽問い合わせ先

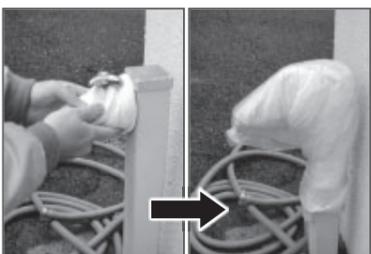
まちづくり推進課  
☎0869・22・1031

注意してください

水道管の凍結

冬になり寒さが厳しくなると、水道管が凍結したり、破裂することがあります。

特に、露出している水道管は蛇口に保温材や布などを巻き、その上からビニールテープなどを巻くなどして事前の防寒対策をお願いします。なお、水道管が凍結した場



タオルを巻いた上にナイロン袋をかぶせた例

合などには、次の方法で対処してください。

【水道管が凍結して水が出ない場合】

自然に溶けるのを待つか、凍った部分にぬるま湯をゆっくり掛けて溶かしてください。※熱湯を掛けると破裂する可能性があります。

【水道管が破裂した場合】

メーターボックス内のバルブを閉めて、お近くの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

日頃から、メーターボックスやバルブの位置などを把握しておくようにしましょう。

■問い合わせ先

上水道施設課  
☎0869・22・1326

参加者募集

認知症地域支援セミナー

高齢化が進む中で、認知症は身近に耳にする大きな社会問題になっています。

自分や家族が認知症になったときどうするか不安に思っている人も多いのではないのでしょうか。

市では、認知症支援について学ぶことを目的に認知症地域支援セミナーを開催します。申し込み不要で、どなたでも参加できます。

▽内容

・講演「認知症と共に生きる」認知症でも安心して暮らせるまちを目指して」



平成 24 年 2 月にも行った妻井氏による講演

講師 妻井令三氏（認知症の人と家族の会岡山県支部代表）

・認知症介護家族との対談

▽入場料 無料

【長船会場】

▽日時 平成25年1月23日(水) 午後1時30分～午後3時30分

▽場所 ゆめトピア長船

【邑久会場】

▽日時 平成25年1月29日(火) 午前10時～正午

▽場所 中央公民館(邑久)

【牛窓会場】

▽日時 平成25年2月19日(火) 午後1時30分～午後3時30分

▽場所 牛窓町公民館

※できるだけ、お住まいの地域のセミナーにご参加ください。

■問い合わせ先

いきいき長寿課

☎0869-26-5948

受付期間の確認を

入札参加資格審査申請

平成25年度の建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・販売、役務の提供

などの入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

申請者資格要件、提出書類

などの詳しい内容は、市ホームページの「入札・契約」をご覧ください。

▽受付期間

平成25年1月4日(金)～2月28日(木)

※土・日、祝日を除きます。

■問い合わせ先

契約管財課

☎0869-22-3906

HP <http://www.city.setouchi.jp/nyusatsu/index.html>

参加者募集

人権啓発講演会

市では、人権啓発講演会心の架け橋を築く、大人が育む、子どもの生きる力」を開催します。

講師の松本純氏は、ADHD(注意欠陥多動性障害)の息子を持ち、家庭崩壊の危機に直面した母親としての経験

を基に、子育てに悩む親たちを支援しています。

親と子の愛情をどう育むか、効果的なコミュニケーション

を支援しています。

市では、平成25年瀬戸内市成人式を次のとおり開催します。

新成人の皆さんの参加をお待ちしています。

▽日時 平成25年1月13日(日) 受付：午前10時～午前10時30分、式典・記念行事：午前10時30分～午後1時30分

▽場所 ゆめトピア長船

■問い合わせ先

社会教育課

☎0869-34-5601

新社会人をお祝いします

瀬戸内市成人式

成人式。それは20歳を迎え、自立した社会人として活躍していく青年たちを祝い、励ます式典です。

市では、平成25年瀬戸内市成人式を次のとおり開催します。

新成人の皆さんの参加をお待ちしています。

▽日時 平成25年1月13日(日) 受付：午前10時～午前10時30分、式典・記念行事：午前10時30分～午後1時30分

▽場所 ゆめトピア長船

■問い合わせ先

社会教育課

☎0869-34-5601



松本純氏

シヨンの方法を具体的に伝授します。

▽日時 平成25年1月19日(土) 午後1時30分～午後3時(午後1時から開場)

▽場所 ゆめトピア長船

▽講師 松本純氏(GOOD

リレーシヨンス研究所代表)

▽入場料 無料

▽問い合わせ先

人権啓発室

☎0869-22-3922

幼稚園に遊びに来ませんか

園庭開放

幼稚園や保育園に通っていない乳幼児を対象に、右下の表のとおり子育ての場として幼稚園を開放しています。

できるだけ徒歩、自転車でお越しください。

■問い合わせ先

各幼稚園

国民健康保険は、加入者の収入などに応じて保険税を出し合い、病気になったときやけがをしたときの医療費にあてる相互扶助の制度です。

医療機関を受診するときは、次のことに注意してください

国民健康保険被保険者の人へ 適正受診のお願い

園庭開放日

幼稚園名	問い合わせ先	1月	2月	3月	開放時間
牛窓東	0869-34-2104	毎週火曜日	(1月8日、3月26日を除く)		午前9時30分～11時
牛窓西	0869-34-3687	毎週月曜日	(1月7日、14日、2月11日、25日、3月18日を除く)		午前9時30分～11時
牛窓北	0869-34-3742	10日(木)	14日(木)	7日(木)	午前9時30分～11時
邑久	0869-22-0027	15日(火)	19日(火)	21日(木)	午前9～11時
今城	086-943-8715	15日(火)	12日(火)	21日(木)	午前9～11時
美和	0869-26-3445	15日(火)	12日(火)	21日(木)	午前9～11時
国府	0869-26-3446	15日(火)	12日(火)	21日(木)	午前9～11時
行幸	0869-26-3447	15日(火)	12日(火)	21日(木)	午前9～11時

ねんきんのおはなし 20歳になった皆さん、成人おめでとうございます



20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、病気やけがにより障害の状態になったり死亡した場合に、本人や家族の生活の安定が損なわれることのないよう保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

基礎年金の半分は国庫負担で賄われ、現在20歳の人も納付した保険料以上の年金が受け取れます。また、賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されます。

加入の手続きを行っていない

か、あるいは納付忘れがある

とある場合は、必ず手続きをしましょう。

学生の人や収入が少なく保

険料の納付が困難な人は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

なお、20歳になるより前に就職し厚生年金保険や共済組合に加入している人は第2号被保険者となっていますので、加入手続きは不要です。また第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行います。

■申請窓口

市民課・牛窓支所・長船支所・裳掛出張所

■問い合わせ先

市民課

☎0869-22-1790

国民健康保険は、加入者の収入などに応じて保険税を出し合い、病気になったときやけがをしたときの医療費にあてる相互扶助の制度です。

医療機関を受診するときは、次のことに注意してください

市では、平成25年瀬戸内市成人式を次のとおり開催します。

新成人の皆さんの参加をお待ちしています。

▽日時 平成25年1月13日(日) 受付：午前10時～午前10時30分、式典・記念行事：午前10時30分～午後1時30分

▽場所 ゆめトピア長船

▽問い合わせ先

社会教育課

☎0869-34-5601

④ 同じ病気で医療機関の重複受診はしない

かかりつけ医とは、日常的な診療や健康管理などを行う身近な医師のことです。病状・病歴、健康状態を把握してもらうことで、急病時にも素早い対応をもらいやすくなります。

③ かかりつけ医をもつ

かかりつけ医とは、日常的な診療や健康管理などを行う身近な医師のことです。病状・病歴、健康状態を把握してもらうことで、急病時にも素早い対応をもらいやすくなります。

② 急病の場合を除き、診療時間内に医療機関を受診する

休日や夜間などの時間外受診は、急病人の治療に支障をきたすほか、診察代が割高になります。

① 医療機関を受診する際には必ず被保険者証を提示する

被保険者証を提示しない場合の医療費は全額自己負担となります。

⑤ 薬のもらい過ぎに注意する

飲み忘れなどで薬が余っているときには、医師や薬剤師に相談しましょう。

⑥ 薬の飲み合わせに注意する

複数の医療機関にかかる場合、一貫した治療を受けにくくなり、病気の回復を遅らせる場合があります。

⑦ 受診中に健康保険が変わる

他の健康保険に加入したら、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。また、新たに加入した健康保険の被保険証が届く前に医療機関を受診するときは、窓口で健康保険が変わったことを届け出てください。脱退後に国民健康保険の被保険者証を使った場合、医療費を返還してもらうこととなります。

